

農薬取締法等の抜粋

農薬取締法抜粋

(農薬の登録)

第2条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。(以下略)

2 前項の登録の申請は、次の事項を記載した申請書、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本を提出して、これをしなければならない。

一～二 (略)

三 適用病虫害の範囲(括弧内略)及び使用方法

四～六 (略)

七 貯蔵上又は使用上の注意事項

八～十 (略)

3～6 (略)

(製造者及び輸入者の農薬の表示)

第7条 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器(容器に入れないで販売する場合にあつてはその包装)に次の事項の真実な表示をしなければならない。(以下略)

一～四 (略)

五 登録に係る適用病虫害の範囲及び使用方法

六～九 (略)

十 貯蔵上又は使用上の注意事項

十一～十二 (略)

(農薬の使用の規制)

第12条 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令をもって、現に第2条第1項(途中略)の登録を受けている農薬(途中略)について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。

- 3 農薬使用者は、第1項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、農薬を使用してはならない。

（罰則）

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 （途中略）第12条第3項の規定に違反した者
二～五 （略）

農薬取締法施行規則抜粋

（農薬の表示の方法等）

第7条 （略）

- 2 法第7条第五号の登録に係る使用方法の表示は、適用農作物の種類ごとに、次に掲げる事項を記載してしなければならない。
- 一 単位面積当たりの使用量の最高限度及び最低限度
- 二 希釈倍数（農薬の希釈をした場合におけるその希釈の倍数をいう。）の最高限度及び最低限度
- 三 使用時期
- 四 農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の多年生植物から収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（次号において「生育期間」という。）において農薬を使用することができる総回数
- 五 含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいう。（括弧内一部略））
- 六 散布、混和、その他の使用の態様
- 七 前各号に掲げるもののほか、農薬の使用方法に関し必要な事項

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

農薬取締法（括弧内略）第12条第1項の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令を次のように定める。

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

（農薬使用者の責務）

第1条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 （略）
- 二 人畜に危害を及ぼさないようにすること。
- 三～六 （略）

（表示事項の遵守）

第2条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。
- 二 付録の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。
- 三 農薬取締法施行規則（括弧内一部略。以下「規則」という。）第7条第2項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。
- 四 規則第7条第2項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。
- 五 規則第7条第2項第四号に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。
 - イ 種苗法施行規則（括弧内略）第23条第3項第一号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第7条第2項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数
 - ロ イの場合以外の場合には、規則第7条第2項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数

2 （略）

（住宅地等における農薬の使用）

第6条 農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。